

財務省告示第八号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平  
成十七年十二月二十日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成十八年一月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第八十 三回）	平成十七年度における財政運営 のための公債の発行の特例等に 関する法律（平成十七年法律第 十九号）第二条第一項及び財政 融資資金特別会計法（昭和二十 六年法律第一百一号）第十一条第 一項並びに国債整理基金特別会 計法（明治三十九年法律第六号） 第五条ノ二	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あつて、財務大臣が各国債市場 特別参加者ごとに応募限度額を 定めるものによる発行（以下「国







十九	十八	十七	十六	十五	十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十七年十二月二十日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成十七年十二月二十日	る利息を支払う。
			額面金額	平成十七年十二月二十日	い、その日以、前六月間に属す
			額面金額	平成十七年十二月二十日	日を、支、期とし、各支、期にお
			額面金額	平成十七年十二月二十日	毎年六月二十日及び十二月二十